

亀農第01-2019号
令和7年12月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀山市長

市町村名 (市町村コード)	亀山市 (24210)
地域名 (地域内農業集落名)	白川地区 (小川、上白木、下白木(白木)地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

株式会社せせらぎの里営農組合を中心に水稻を行っている地域であるが、担い手の多くが高齢化していることから、今後も継続して農業を行うために後継者の育成や地域内外から新たな担い手を確保する必要がある。 中山間地域直接支払交付金を活用し、地域ぐるみで農業が行いやすい環境を整備している。 中山間地域の特徴である獣害対策を継続する必要があることや、山間部にある農業用水路の今後の維持管理が課題である。 主な作物:水稻
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし、今後、耕作できなくなる農地は段階的に地域内外の担い手に渡し、地域農業を維持継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の内外で農地拡大意欲を示す担い手を確保し集積・集約しつつ、これらの担い手を地域全体で支えていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用を目指し、集落の状況に応じてさらに農地集積を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

予定なし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

兼業農家等を地域の担い手として確保しつつ、地域外からも担い手を確保することで、地域の農業を継承し担い手の発展に繋げる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①防護柵を設置している箇所は引き続き維持管理していく。

⑦中山間地域直接支払交付金を活用し維持管理をしていく。